

改正

平成25年10月17日規則第67号

平成26年3月11日規則第18号

平成27年1月22日規則第5号

平成28年3月22日規則第27号

平成29年3月31日規則第28号

令和4年3月24日規則第22号

令和5年8月31日規則第58号

させぼ市民活動交流プラザ設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、させぼ市民活動交流プラザ設置条例（平成16年条例第37号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用団体の登録)

第2条 市民公益活動の活性化を目的としてさせぼ市民活動交流プラザ（以下「プラザ」という。）を使用する団体は、あらかじめ、させぼ市民活動交流プラザ使用団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の登録団体として登録できる団体の要件等は、別に定める。

(使用の手続)

第3条 条例第7条第1項の規定による申請（事務所の使用に係る申請を除く。）は、させぼ市民活動交流プラザ会議室使用許可申請書（様式第2号）又はさせぼ市民活動交流プラザロッカー使用許可申請書（様式第3号）により行わなければならない。ただし、佐世保市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成20年規則第48号）第2条第1号に規定する施設予約システムによりさせぼ市民活動交流プラザ会議室の予約申込を行った場合、当該予約申込をもって、させぼ市民活動交流プラザ会議室使用許可申請書の提出があったものとみなす。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める日から受け付けるものとする。

(1) 会議室（A、B、C、D） 使用しようとする日の2か月前

(2) ロッカー 使用しようとする日の1か月前

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同項各号に定める日より前に受け付けることができる。

- (1) 市が自主事業として使用するとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めるとき。

4 条例第7条第1項の規定による事務所の使用に係る申請は、させぼ市民活動交流プラザ事務所使用許可申請書（様式第4号）により行わなければならない。

5 前項の使用許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体の定款等、当該団体の沿革、設立年月日等を記載した書類
 - (2) 事業計画書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- （使用許可書の交付）

第4条 市長は、プラザの使用を許可するときは、させぼ市民活動交流プラザ会議室使用許可書（様式第5号）又はさせぼ市民活動交流プラザロッカー使用許可書（様式第6号）を申請者に交付するものとする。ただし、会議室の使用については、させぼ市民活動交流プラザ会議室使用許可書の交付を省略することができる。

2 市長は、事務所の使用を許可するときは、させぼ市民活動交流プラザ事務所使用許可書（様式第7号）を申請者に交付するものとする。

（事務所の使用について）

第5条 事務所の使用に係る使用許可の期間は、3年以内とする。

2 前項の使用許可の期間が満了した場合における使用許可の期間の更新は、2年を超えない範囲内において行うことができる。この場合において、市長が特別の事由があると認める場合は、1回に限り2年を超えない範囲内において再更新を行うことができる。

3 前項の規定により使用許可の期間の更新を受けようとする者は、当該期間が満了する1月前までに、第3条第4項に規定するさせぼ市民活動交流プラザ事務所使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

4 前項の使用許可申請書の提出があつた場合は、速やかに更新を必要とする事由を審査し、更新を相当と認めるときは、第4条第2項に規定するさせぼ市民活動交流プラザ事務所使用許可書を交付する。

（事務所使用者の公募等）

第6条 事務所の使用者については、公募する。

2 前項の規定による事務所の使用者の公募及び決定の方法、時期その他公募及び決定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(使用期間)

第7条 会議室（A、B、C、D）の使用は、引き続き2日を越えてはならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 ロッカーの使用期間は、1年以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、更新をすることができる。

(使用時間)

第8条 許可を受けた施設の使用時間には、原則として、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2 使用者は、使用を開始した後において、使用時間を延長することはできない。ただし、市長が他の者の使用に支障がないと認めるときは、使用時間を延長することができる。

(使用者の守るべき事項)

第9条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 参集人数が、使用する施設の定員を超えないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可なくプラザ内にはり紙、釘打ち等をしないこと。
- (4) プラザの備品等を使用する際は、丁寧に取り扱い、職員が指示する場所へ確実に返納すること。
- (5) プラザ内に危険物又は畜犬その他これに類するものを持ち込まないこと。
- (6) 粗野若しくは乱暴な言動又は泥酔等により他人に迷惑をかけないこと。
- (7) 旗、のぼり、宣伝板その他でプラザ内外の秩序を妨げないこと。
- (8) プラザ内外の通行を妨げ、又はそのおそれのあるような行為をしないこと。
- (9) 暴行、脅迫若しくはけん騒にわたり、秩序をみだし、又は事務妨害を行わないこと。
- (10) その他職員の指示すること。

(使用の変更等の手続)

第10条 使用者は、やむを得ない理由により使用できなくなつたとき、又は使用許可書の記載事項に変更が生じたときは、させぼ市民活動交流プラザ使用変更・取消承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の変更を承認するときは、させぼ市民活動交流プラザロッカー

使用変更承認通知書（様式第8号の2）又はさせぼ市民活動交流プラザ事務所使用変更承認通知書（様式第8号の3）を申請者に交付するものとする。

（その他設備・器具等の使用料）

第11条 条例別表備考第4号に規定するその他設備・器具等の使用料は、別表1のとおりとする。

（使用料の還付）

第12条 条例第12条第2項ただし書の規定により使用料を還付する場合の要件及びその還付率は、次の各号の定めるところによるものとする。

- （1） 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなつたとき 全額
- （2） 許可を受けた事項の変更が許可された場合において、既納の使用料に過納金が生じたとき 当該過納金の額

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、させぼ市民活動交流プラザ使用料還付申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第13条 条例第13条の規定により使用料を減免する場合の要件、減免の対象となる施設及び減額の率は、別表2のとおりとする。

2 前項に規定する使用料の減免を受けようとする者は、させぼ市民活動交流プラザ使用料減免申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。ただし、別表2第1号又は第2号に該当する場合であつて、市長が提出の必要がないと認めるときは、この限りでない。

（使用料の納入）

第14条 事務所に係る使用料の納入は、月額払いとし、その納入期限は、使用する月の前月末とする。ただし、使用許可を受けた日の属する月の使用料の納入期限は、当該使用許可を受けた日の属する月の末日までとする。

2 会議室に係る使用料は、使用する前までに支払うものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

3 ロッカーに係る使用料は、使用許可を受けた月の末日までに、一括して支払うものとする。

（端数計算の処理）

第15条 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月17日規則第67号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月11日規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の別表の規定により既に納付すべきものとされている使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年1月22日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月22日規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のさせば市民活動交流プラザ設置条例施行規則は、この規則の公布の日以後の、平成28年4月1日以降の分のさせば市民活動交流プラザの使用申請並びに当該申請に基づく使用許可及び使用料について適用する。

附 則（平成29年3月31日規則第28号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、既に納付すべきものとされている使用料については、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月24日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年8月31日規則第58号）

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

別表 1 (第11条関係)

区分	単位	使用料
ロッカー	1月につき	310円

別表 2 (第13条関係)

要件	対象施設	減免率
(1) 他の地方公共団体の機関が防災、防疫又はその訓練のために使用するとき。	会議室	全額
(2) 市民生活部コミュニティ・協働推進課が自主事業等を使用するとき。	会議室	全額
(3) 第4条第2項の規定による許可（第5条第2項の規定による更新又は再更新に係るものを除く。）を受けた者が事務所を使用するとき。	事務所	3分の1
(4) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。	会議室及び事務所	市長が定める率